

御総行工第3-3号 御嵩町役場北庁舎空調設備更新工事 仕様書

本仕様書は、御嵩町役場北庁舎空調設備更新工事について適用するもので、契約書のほか、本仕様書により行うものとする。

契約の範囲は、搬入、据付、現地調整試験、検査等の更新完了までの一切の作業及び諸手続、更新完了後1年間の契約不適合責任を含む。

1. 工事名

御嵩町役場北庁舎空調設備更新工事

2. 工事の目的

御嵩町役場北庁舎は、平成4年に竣工して以降、一部の箇所を除く空調設備の更新等を行っておらず、老朽化による故障で稼働できない空調設備がある。また、現在稼働している空調設備についても、経年劣化による性能低下により、近年の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として実施している室内の常時換気を行う際、適正な室内温度を保てない状態である。

このような現状を踏まえて、本事業は、御嵩町役場北庁舎において、新型コロナウイルス感染症対策となる常時換気等の新しい生活様式に対応した空調設備を導入することにより、ウイルス蔓延を防止し、庁内の適正な室温を保つことで、来庁者及び職員にとって、快適かつ安全に過ごせる環境を整備し、町民サービス及び事務効率の向上につなげることを目的とする。

3. 工事等期間

契約締結日から令和4年1月28日（金）まで

御嵩町役場の業務は原則、土・日曜日、祝祭日以外が開庁日（勤務時間は8時30分から17時15分まで）となるため、事務所内フロアの工事等については、原則、閉庁日又は勤務時間外に行うこと。

4. 工事概要

(1) 本工事の内容は、次のとおりとする。

- ①空調設備更新工事
- ②電気工事、配管工事等（必要に応じて）
- ③既設空調撤去工事
- ④その他必要となる工事等

(2) 本工事における空調設備の設置場所は、次のとおりとする。

- ①対象施設名称
御嵩町役場北庁舎
- ②敷地の場所
岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1

③設置場所

| 階数 | 系統（場所名） |
|----|---|
| 1 | ロビー西系統（1階ロビー西側） 検診室保健指導室系統（検診室、保健指導室） |
| 2 | 1系統（教育委員会前ロビー、教育研究室、相談室） 2系統（生涯学習課、学校教育課、教育会議室、教育長室） |
| 3 | 中会議室系統（中会議室、大会議室、3階ロビー） 大会議室系統（大会議室） 会議室系統（第5会議室、第6会議室） |

(3) 本工事については、工事費上限額を25,223,000円（消費税込）とする。

(4) 本工事を実施するに当たり、次に掲げる事項を満たすこと。

①低炭素（CO₂削減）環境の推進を図るため、省エネルギー基準（平成25年基準）に適合した空調設備とすること。

②空調設備の要求水準は次のとおりとし、同程度以上とすること。

| 設置場所 | | 冷房能力 | 暖房能力 | 台数 |
|------|---------------------|--------|--------|----|
| 1 | 1階検診室保健指導室系統 | 506kW | 6.3kW | 4 |
| 2 | 1階ロビー西系統 | 11.2kW | 12.5kW | 2 |
| 3 | 2階1系統（教育委員会前ロビー） | 9.0kW | 10.0kW | 2 |
| 4 | 2階1系統（教育研究室） | 5.6kW | 6.3kW | 1 |
| 5 | 2階1系統（相談室） | 2.8kW | 3.2kW | 1 |
| 6 | 2階2系統（生涯学習課、学校教育課） | 9.0kW | 10.0kW | 2 |
| 7 | 2階2系統（教育会議室） | 4.5kW | 5.0kW | 1 |
| 8 | 2階2系統（教育長室） | 7.1kW | 8.0kW | 1 |
| 9 | 3階中会議室系統（中会議室、大会議室） | 9.0kW | 10.0kW | 3 |
| 10 | 3階中会議室系統（ロビー） | 7.1kW | 8.0kW | 1 |
| 11 | 3階大会議室系統 | 9.0kW | 10.0kW | 3 |
| 12 | 3階会議室系統（第5会議室） | 4.5kW | 5.0kW | 2 |
| 13 | 3階会議室系統（第6会議室） | 9.0kW | 10.0kW | 2 |

※空調設備については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の機能を有すること。

③運転、停止、温度設定等の操作は各設置場所で独立したものとすること。

④室外機については、基礎を原則設置すること。

⑤高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドラインに基づき、必要な対策を行うこと。

5. その他

- (1) 現場確認及び平成4年北庁舎建設工事資料等の閲覧を希望する場合は、令和3年8月27日（金）17時00分までに担当者に連絡し日程調整を行うこと。また、現場確認時に仕様等の疑義が生じた場合、所定の質問書により行うこと。
- (2) 工事施工その他、新規設備及び関連機器の整備にあたって必要となる各種申請、届出、更新機器に要する運送料、設置料、試運転調整費等は事業者の責任及び費用において行うこと。
- (3) 仮設、施工方法及びその他の工事を行うために必要な一切の工事は、受注者が自己の責任において行うこと。
- (4) 作業前に現地調査を行い、作業内容及び工程等について発注者の承諾を得ること。また、確認事項が生じた場合は、その都度発注者に対応を確認すること。
- (5) 施工対象施設周辺地域への影響（騒音、振動、粉塵、車両通行等）に十分配慮すること。
- (6) 工事車両の通行経路の設定にあたっては、周辺施設・住民等の安全に十分配慮し、事前に発注者との協議・調整を行うこと。
- (7) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）等に基づき、適正に処分・破棄すること。また、これを証する書類を提出すること。
- (8) 施工箇所においてアスベスト含有の恐れのある場合は、必要に応じアスベストの含有調査を行うとともに、適切な対応をすること。
- (9) 施設内又はその周辺に、騒音・振動・悪臭・その他環境に著しい影響を与えた場合又は与える恐れがある場合は、速やかに発注者と協議し、対策を講じること。
- (10) 火気使用や火花の飛散等、火災のおそれのある作業を行う場合は火気取扱いに十分注意し、火災予防に有効な材料等で養生するほか、消火器等を作業場所周辺に設置し、火災防止の徹底を図ること。
- (11) 空調設備整備で撤去した既存設備について PCB 含有のおそれがあるものとして、処分の際に検査が求められた場合は、PCB 含有量の測定を行ったうえで、適正に処分すること。
- (12) 納入、設置等にあたっては、十分な養生・安全対策を講じること。発注者の建築物、工作物その他の既設設備に損害を及ぼした場合は、速やかに発注者に報告するとともに、受注者の責任において原状に復すること。
- (13) 作業上、各種法定有資格者、作業責任者が必要な場合は、資格、免許等の写しを提出するとともに、当該作業時は常駐させること。
- (14) 設置後、各種試験調整を行い、結果を発注者に報告すること。試験項目はエアコン製造メーカー推奨のものとする。試験調整の結果、不合格となった場合は必要な処置を行い、再度試験調整を行うこと。
- (15) 作業日については、室内の利用状況により日中の施工ができないことがあるため、別途協議を行うこと。